

一般事業主 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年 4月 1日 ～ 令和7年 3月31日までの 4年間

2. 内容

目標1：令和6年 4月までに、所定外労働を削減するため、現在週1回のノー残業デーを月6～9日に設定、実施する。

<対策>

- 令和 3年 4月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和 3年 7月～ 社内アンケート調査
- 令和 3年 9月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和 4年 4月～ ノー残業デー（月6～9日）の実施
社内広報誌による社員への周知（毎月）

目標2：令和7年 3月末までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり年間10日を目標とする。

<対策>

- 令和 3年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和 3年10月～ 社内検討委員会での検討開始
計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和 4年 4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始（年6日）
- 令和 5年 4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始（年8日）
- 令和 6年 4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始（年10日）